

マイナンバーカードをお持ちの皆さん!!

マイナポイントのもらい忘れは
ありませんか？



マイナポイントの申請は、令和5年9月末までです。
マイナンバーカードをお持ちの方は、もらい忘れがないか
今一度ご確認をお願いします。

■ 対象になる方

平成27年10月～令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方のうち

- ①マイナンバーカード新規取得の最大5,000円分のポイントを受け取っていない
- ②健康保険証利用申込みをして7,500円分のポイントを受け取っていない
- ③公金受取口座の登録をして7,500円分のポイントを受け取っていない

いずれか一つにでも該当する人は、マイナポイントが受け取れます。

マイナポイントの対象となるか確認したい人は、一度住民課までお問い合わせください。

■ マイナポイントの申込方法

- パソコン・スマートフォン等で申込みができます。
- 役場の窓口でも申込みをお手伝いします。

■ マイナポイントの手続きに必要なもの

- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）
- キャッシュレス決済サービスのカード または アプリ
- 公金受取口座を登録する場合は預貯金口座の番号がわかるもの

